

次世代育成支援対策推進法

医療法人済家会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間

2. 内容

目 標: 育児休業明けの職員に対し、夜勤業務の免除に関する相談窓口の
設置と周知を図る。

<対策>

- 平成31年4月～ 職員のニーズの把握
- 平成31年5月～ 育児休業明けの職員に対し、夜勤業務の免除について説明を順次行う。
- 平成31年6月～ 職員からの申し出を検討し、雇用に関する確認を行い導入する。